福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画天神一丁目第2地区地区計画を次のように変更する。

名	· · · ·	天神一丁目第2地区地区計画
位	置	福岡市中央区天神一丁目及び西中洲の各一部
面	積	約 1. 1 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、天神地区の中心である「天神地下街」の東約25 0 mに位置している。地区の南側は天神・博多部を相互に結ぶ 「堅粕西新線」(幅員22m)に接し、西側は「天神通線」(幅 員22m)を含む「天神地区第一種市街地再開発事業地区」に 面しており、今後は、周辺の「天神中央公園」等と調和した再 整備が期待される地区である。 そのため、当地区を都心にふさわしい高度医療・業務・情報 ・文化の諸機能が複合した街区としての整備を図り、「天神中 央公園」、「アクロス福岡」及び「薬院新川河畔歩道」等の都 市景観と調和した、うるおいのある良好な市街地環境の形成を 図ることを目標とする。
	土地利用の方針	「天神中央公園」に面して高度医療ゾーンを、また、「堅粕 西新線」に沿って業務ゾーンをそれぞれ配置する。 両ゾーンの中間には、高度医療ゾーンへの緩衝帯として公共 広場を設け、高度医療ゾーンの環境を保全するとともに、市民 の交歓の場として活用する。
	地区施設の整備の方針	「堅粕西新線」並びに「天神通線」沿いに、壁面の位置の制限による歩行者用通路を配置し、「天神中央公園」等との有機的な連携を図る。
	建築物等の整備の方針	公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定める。 また、周辺建築物との景観的な調和に努め、快適な都心景観の創出を図るため、建築物等の用途並びに形態又は意匠の制限を定める。

地		、施設 	その	名	称	幅	員	延	長	摘	要
区	の配置及 他の										
整	び規模		公共	歩行者	用通路		3 m	約17	0 m		
備		空地									
計	-										
画	建			建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。							
	築	建築物	勿等の	1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律							
	物	匆 用途の制限		第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物							
	等			2) 建築基準法別表第二(へ) 項第二号に掲げる工場							
	に	<u>-</u>		3) 建築基準法別表第二(と) 項第三号に掲げる工場							
	関										
	す 壁面の位置			「堅粕西新線」及び「天神通線」との境界線(計画線を含む)							
	る	の能	引 限	から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に							
	事			附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、3 mとする。							
	項					_					
		建築物	物等の	高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設につい							
	形態又は ては、露出面積を少なくする等都市景観に							に配慮	するもの	とする。	
		意匠 0	D制限								

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

